

告 示

埼玉県告示第二百五十四号

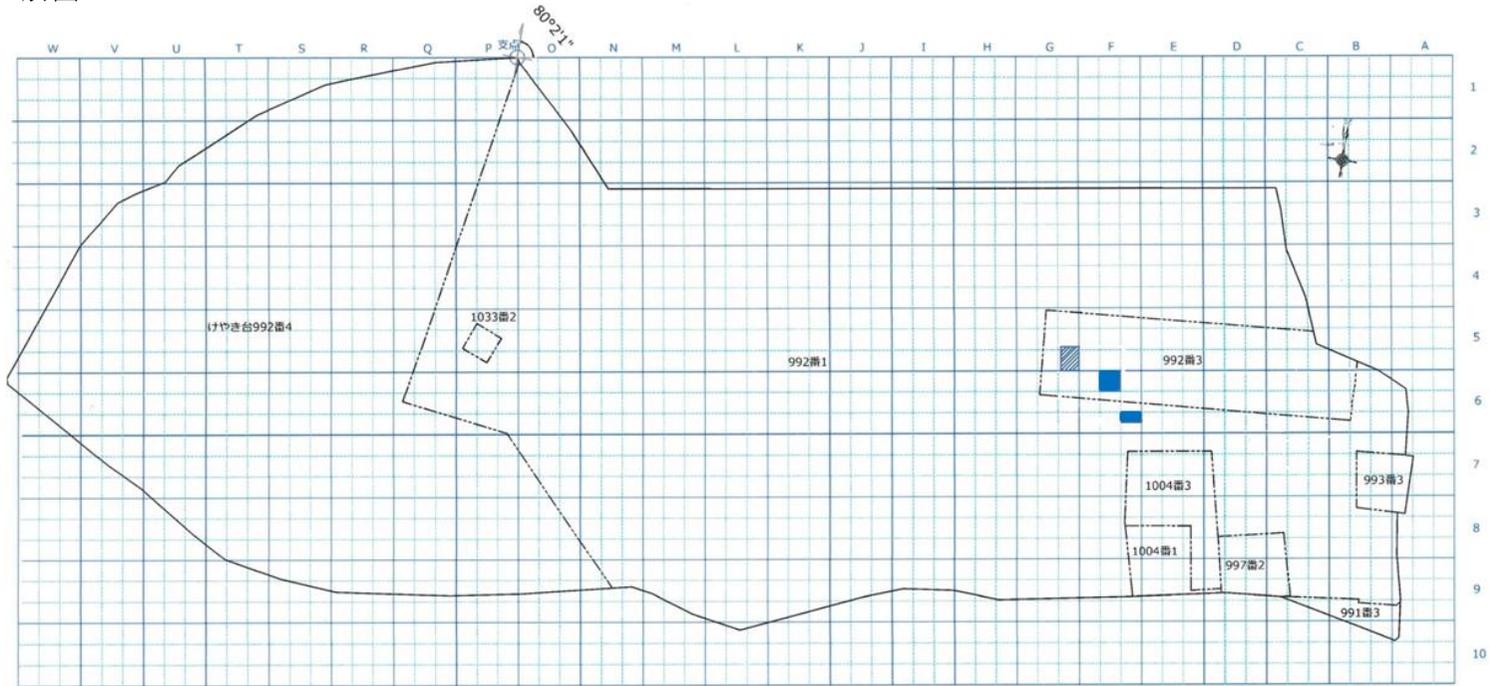
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第千百十八号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成三十年三月二十三日

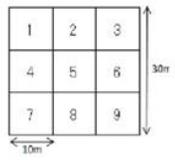
埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県坂戸市けやき台九百九十二番一の一部及び九百九十二番三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【起点】
 起点は埼玉県坂戸市けやき台
 992番4の最北端とする。



- 【凡例】
- 30m格子
 - - - 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ▨ 要措置区域
 - 要措置区域の指定を解除する区画

【格子の回転角度 (80°02'11"】
 格子回転角は、起点をとおり、
 東西方向及び南北方向に引いた線
 並びにこれらと平行して10m間隔
 で引いた線により構成されている
 格子を、起点を中心として、右回
 りに回転させた角度を示す。